高知県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

第1 方針

高知県が、「高知県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、指定障害児通所支援事業者、指定障害児人所施設等の設置者及び指定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者の設置者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して実施する業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務に関し、基本的事項等を定める。

第2 検査体制

検査の実施にあたっては、指定を受けている障害福祉サービス事業所又は施設(以下「指定事業所等」という。)の指定等権限を有する都道府県、指定都市及び市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

第3 検査等

1 検査

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、別紙1の手順により実施する。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、別紙2の手順により実施する。

2 検査等の実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

ア 一般検査(概ね6年に1回実施)

年度ごとの障害福祉サービス事業者等の選定にあたっては、原則として平成24年4月1日から施行された業務管理体制の整備に係る障害福祉サービス事業者からの届出順で実施することとし、届出があった障害福祉サービス事業者から優先的に実施し、障害福祉サービス事業者等実地指導及び監査の結果を踏まえ、毎年度、実施計画を策定する。

ただし、実地指導等の結果、実施が必要と認められる障害福祉サービス事業者等については、届出日にかかわらず随時実施する。

イ 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した障害福祉サービス事業者等を対象に、随時実施する。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、<u>別記1又は2</u>により、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し通知する。

ただし、立入検査を実施する場合に、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合は、この限りでない(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)。

(3) 検査方法

検査は、「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成27年3月13日障発0313第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を踏まえ実施する。

なお、一般検査を実施する場合は、障害福祉サービス事業者等に別添「障害者福祉サービス事業者等 業務管理体制確認検査(一般検査) 調査票」の提出を求め、確認を行う ものとする。

3 行政上の措置等

(1)検査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を求める事項については、<u>別記3</u>により 文書で通知する。

なお、通知した事項については、期限を付して文書により改善措置報告を求める。

(2)検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、 別記4又は5により文書で通知する。

ア 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認める ときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告すること ができる。

イ 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

- (3)上記(2)の行政上の措置に係る対応については、期限を付して文書により報告を求めるものとする。
- (4) 障害福祉サービス事業者等が上記(2) イの命令に違反したときは、<u>別記6</u>により文書で関係都道府県知事、関係指定都市の長及び関係市町村長(以下、「関係都道府県等の長」)に通知する。
- (5) 関係都道府県等の長の求めに応じて立入検査を実施した場合は、その結果を<u>別記7</u>により求めのあった関係都道府県等の長に文書で通知する。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者等の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である関係都道府県等の長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

4 特別な処置

(1)上記1(1)の一般検査において、障害福祉サービス事業者等が行政上の措置(命令)に違反したときは、当該障害福祉サービス事業者等の指定事業所への立入検査を行い、 当該指定事業所の法令等遵守状況について検証する。

ただし、障害福祉サービス事業者等本部などへの立入検査後、既に指定事業所等の立 入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

(2)検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する都道府県、指定都市及 び市町村の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別事案を検証し、業務管理体制の 効率的かつ効果的な検査に努めるものとする。